

入札時における見積内訳書の取扱要領・新旧対照表

改正内容	現行
<p>(見積内訳書の内容・作成)</p> <p>第3条</p> <p>5 見積内訳書には、第1項から第3項に定めるもののほか、商号または名称、工事等の名称、工事価格または業務価格を記載すること。ただし、見積内訳書への社印等の押印は不要とする。</p> <p>(効力)</p> <p>第5条</p> <p>1(2) 商号または名称、工事等の名称、工事価格または業務価格の記載がないもの。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成28年11月1日から実施する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成29年10月1日から実施する。</p>	<p>(見積内訳書の内容・作成)</p> <p>第3条</p> <p>5 見積内訳書には、第1項から第3項に定めるもののほか、<u>提出日、入札参加者の住所、商号または名称、契約番号、工事等の名称、工事等の場所、</u>工事価格または業務価格を記載すること。ただし、見積内訳書への社印等の押印は不要とする。</p> <p>(効力)</p> <p>第5条</p> <p>1(2) <u>提出日、入札参加者の住所、商号または名称、契約番号、</u>工事等の名称・<u>場所、</u>工事価格または業務価格の記載がないもの。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成28年11月1日から実施する。</p>

